

沖縄地域知的財産推進計画

令和 4 年 3 月

沖縄地域知的財産戦略本部

目 次

第一章　　沖縄地域知的財産推進計画について	1
1．経緯.....	1
2．改定の背景.....	2
3．改定意義	2
第二章　　沖縄地域における知的財産を取り巻く状況	3
1．地域の概況.....	3
2．知的財産制度の活用状況.....	5
3．知的財産に関する支援の取組.....	7
4．課題と展望.....	8
第三章　　新たな沖縄地域知的財産推進計画について	10
1．基本方針	10
2．施策の方向性	11

第一章 沖縄地域知的財産推進計画について

1. 経緯

わが国では2002年に成立した知的財産基本法に基づき、知的財産戦略本部（本部長は内閣総理大臣）を中心として知的財産を核に産業の国際競争力を強化する「知的財産立国」の実現に取り組んできたが、「知的財産推進計画2004」の策定以降、地域の中小企業の知的財産の戦略的な活用を支援するため、地方経済産業局ごとに官民からなる「地域知的財産戦略本部」を新たに設置し、産業や地域の学術機関など地域の特性を活かした「地域知的財産推進計画」の策定を進めるとの方針が盛り込まれた。

これを受け沖縄地域でも、知的財産を活用して地域経済の伸長を実現するための戦略の構築が開始され、2005年8月には県内の主要な产学研主体の参加を得て「沖縄地域知的財産戦略本部（以下「戦略本部」）」を設置、2006年3月に「沖縄地域知的財産推進計画」を策定し、①意識啓発の強化、②インフラの充実、③支援人材育成・確保及び、④知的財産活用による地域振興を重要施策として位置づけた。

2011年には、中小企業等が経営のなかで抱える知的財産に関する悩みや課題をワンストップで解決する支援体制として「知財総合支援窓口」事業¹が開始され、現在まで県内の知的財産制度の普及に大きく貢献しているほか、同年に内閣府沖縄総合事務局が沖縄の持続的な発展に向けた基本的な考え方や政策の方向性を示すものとして「沖縄地域経済産業ビジョン」を策定したことを踏まえ、戦略本部でも同年に「沖縄地域知的財産推進計画」を改定し、①沖縄感性・文化産業振興への支援、②地域資源のブランド化への支援、③中小企業の海外展開への支援という戦略の下、知的財産戦略の策定支援などの具体的な取組の方向性を定め、支援を行ってきた。

その後、「九州・沖縄地方産業競争力協議会」から沖縄地域における今後の産業戦略を盛り込んだ「沖縄成長産業戦略～アジアゲートウェイとしての発展～」（2014年3月作成、2017年3月改訂）が示されたことを受け、戦略本部でも、①知的財産活用促進及びマネジメントの強化・支援、②地域資源のブランド化に対する支援及び③グローバル展開における支援を重点支援事項とし、関係機関の活動方針を盛り込んだ「沖縄地域知的財産戦略本部アクションプラン2015」を取りまとめ、今まで、沖縄地域内における知的財産施策はこれらの計画に則り地域内の支援機関等が連携しつつ進めてきたところである。

¹ 内閣府沖縄総合事務局が執行する特許庁事業として開始、2016年からは独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）が事業運営を管理している。

2. 改定の背景

2022 年で本土復帰から 50 年の節目を迎える沖縄県では、堅調な観光需要の伸びを背景に県内総生産や就業者数が増加し、インフラ整備等の面でも本土との格差を縮小させてきたものの、2020 年から発生した新型コロナウィルス感染症の世界的な拡大により、入域観光客数だけでなく県内個人消費や雇用情勢の深刻な悪化を経験している。

コロナ禍によって世界的には、一極集中からの脱却を目指したサプライチェーン改革など、社会システムの在り方にも大きな変化が生じている一方で、沖縄地域ではデジタル基盤の整備不足や、これまで需要の拡大により牽引されるだけであった産業構造の脆弱性など、従前からの課題がより顕在化した。

社会情勢が大きく変化するなか、知的財産活用支援に関する、あらためて現状の課題や展望、沖縄地域の新しい振興計画やアクションプラン等を踏まえた新たな方向性の検討が必要となったことから、2021 年 5 月に開催された戦略本部会議において「沖縄地域知的財産推進計画」の改定を行うことが決定された。

3. 改定の意義

本計画の改定にあたっては、内閣府沖縄総合事務局が実施した知的財産活用に関する基礎調査や統計情報の分析を通じてこれまでの施策の成果を検証したほか、戦略本部委員を始めとする地域内関係者からの意見を聴取することで浮かび上がってきた課題と将来の展望から、知的財産の更なる活用促進に向けた支援にあたり以下の「基本方針」を策定した。

沖縄地域知的財産推進計画の基本方針

- (1) 域内企業による戦略的な知的財産の創造・保護・活用の支援
- (2) 地域優位性を付加価値として發揮するための知的財産制度の利用促進
- (3) 知的財産活動を牽引する地域人材の育成と活躍の推進

本計画を軸に戦略本部を中心とした関係機関があらためて現状と課題を認識し、協働体制をより強固なものとすることで、沖縄地域が独自の優位性を土台に知的財産を創造し、保護し、活用する「イノベーション型社会」への転換を図ること、もって地域産業の脆弱性を解消し、将来にわたり持続可能な経済発展を達成することを改定の意義とする。

第二章 沖縄地域における知的財産を取り巻く状況

1. 地域の概況

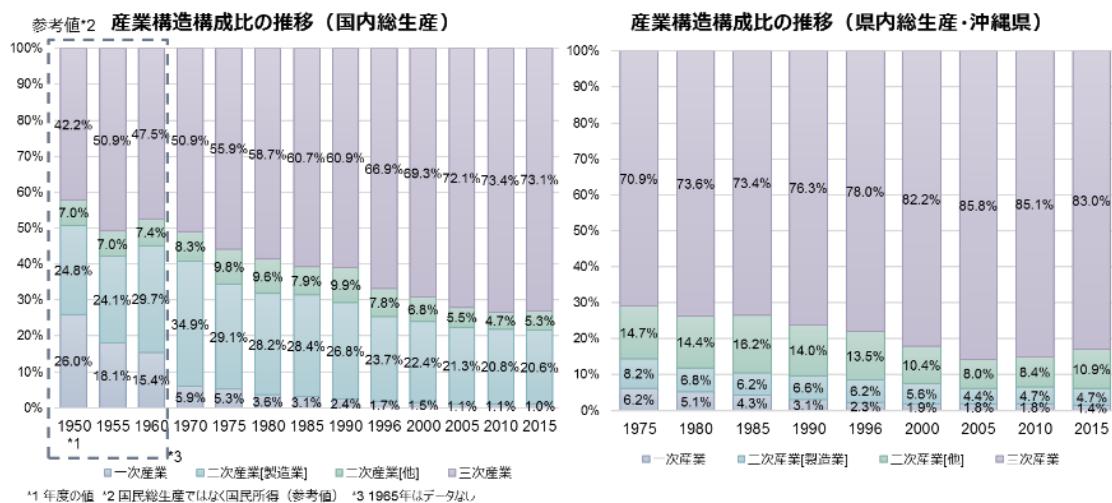
まず沖縄地域の特性として、古来より気候・文化・社会的独自性を持ち、特に亜熱帯海洋性気候の島嶼地域で育まれた独自の農林水産・畜産品や伝統工芸品が多数生産されているほか、2021年には「琉球料理・泡盛・芸能」が文化庁の日本遺産に認定されるなど、その独自性が国内外の注目を集め続けていることが挙げられる。

近年は、こうした魅力を背景に観光関連産業が成長を続け、入域観光客数の伸びとともに増加した観光収入が2018年度には過去最高を記録する7,340億円超に至り、観光客1人あたりの消費額も翌年度には74,425円まで増加した。

2020年に発生した新型コロナウィルス感染症は沖縄地域でも深刻な影響をもたらし、同年の観光客数は前年比72.7%減の258万人、観光収入試算値も前年度比64.7%減の2,485億円と過去最大の減少²を記録するなど、関連産業を含め甚大な損害を経験したものの、復興に向けた取組として、沖縄地域でも事業再構築や文化振興、需要想起に向けた支援事業のほか、ワーケーションの推進やDX等デジタル技術の活用による持続的かつ質の高い観光への転換を目指すことにより、豊かさを実感できる社会の構築を通じた創造的回復に取り組んでいる。

観光関連産業の発展に付随して卸売・小売業やサービス業を始めとした第3次産業の構成比が全国と比して高い状況となっている一方、相対的に製造業の構成比が低いことも沖縄地域の特徴である。

▶ 表1-1 産業構成比の推移（全国・沖縄県）



² 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課発表「【年度】観光収入について」

本土で技術革新と企業規模の拡大が進んだ戦後の高度経済成長期に、沖縄地域では大規模な基盤投資がなく、1972年の復帰以降になってインフラ整備や税制等の優遇措置、企業誘致等の施策が講じられたものの、市場との遠隔性に起因する高い物流コストや製品開発能力を持つ人材育成の遅れなどが障壁となり、製造業に従事する企業の構成比は依然として小さいままである（2015年では全国20.6%に比べ沖縄4.7%）。

従業員ひとりあたりの付加価値額も全国と比して低い数値に留まっており、これが県民所得や雇用等の経済パフォーマンスの低さが招く沖縄地域の経済脆弱性の原因のひとつとして指摘されている。³

こうした課題を解決するため、沖縄地域では2011年に策定された沖縄21世紀ビジョン⁴を軸に、地域内の高等教育機関による地域資源に関する研究や産学官連携の推進、産業界でのイノベーション創出支援の取組が進んでいるほか、那覇空港第二滑走路を基点とした国内外の主要空港を結ぶ高速物流ネットワーク構想を背景とした県内企業の域外展開環境の整備を実施してきた。

また、海洋資源など沖縄地域独自の生物資源の機能性に着目した研究開発が進められ、農業やライフサイエンス、医療・健康分野を中心として国内外の大学を取り込んだ知の集積拠点の形成やインキュベート施設の整備などを通じて新たな産業創出に取り組んできた結果、地域内における研究開発型ベンチャーの集積が成果として表ってきた。

2022年度からの施策展開の基本方針として沖縄県で策定されている新たな振興計画でも、沖縄21世紀ビジョンで掲げた30年後の将来像を目指し、産業の筋力増強や質の高い観光のブランド化によって、「持続可能な発展」と「誰一人取り残さない社会」を目標に、県民所得や県内総生産の向上に向けた取組を継続することが掲げられている。

➤ 表1-2 新たな沖縄振興計画における計画展望値（第72回県振興審議会答申）

	沖縄21世紀ビジョン基本計画			新たな振興計画
	2021年 展望値	2020年 見込み値	達成率 (20年時点)	2031年 展望値
一人あたり県民所得	271万円	214万円	78.9%	291万円
県内総生産	51.706億円	41.104億円	79.5%	57.210億円

特に地場産業の国際競争力向上を通じた自立型経済の確立に向けては、産学金連携や特許等の知的財産の利活用促進により、地域内で絶えずイノベーションが創出されるエコシ

³ 令和2年度沖縄振興推進調査報告書

⁴ 沖縄21世紀ビジョン：平成22年3月に策定され、将来（概ね2030年）の沖縄県のあるべき姿を想定し、県民の参画と協働により、その実現に向けた取組の方向性を明らかにしている。

システムを整備することでベンチャー・スタートアップ企業が生まれ成長しやすい環境づくりを促進していく方針が定められている。⁵

また、中長期的な観点から沖縄経済の成長に資する産業振興のあり方について検討する「沖縄の産業振興のあり方検討会」においても、2021年3月に発表した報告書において、今後、県民所得や労働生産性の向上による沖縄地域の経済成長を目指すにあたり、製造業分野（食品・半導体）、情報関連産業分野、医療・バイオ関連産業分野、スポーツ・ヘルスケア関連産業分野、航空機整備事業分野の5分野を今後集中的な支援を実施する「有望産業分野」として位置づけ、特に製造業分野について生産性効率と付加価値の向上、また技術の高度化を実現するための知的財産の有効な利活用と産学連携による研究開発の活性化の必要性が掲げられている。

2. 知的財産制度の活用状況

沖縄地域では、前述のとおり歴史的背景から製造業の集積が遅れたこと、また経済活動が沖縄地域限定的で知的財産の活用の必然性が希薄であったなどの理由から、企業間・地域間の知的財産認識の格差（いわゆる知的財産デバイド）が他県と比較して大きい。

産業財産権の出願登録状況を見ても出願数は全国と比較して極めて低い水準で推移しており、景気動向の影響を受けつつ過去から横ばいを続けている。

国際出願動向に関しても、冒認出願への警戒感などを背景に外国での出願にかかる助成や侵害対策支援に対する地域内の関心は高まっているものの、件数に関しては低い水準である。

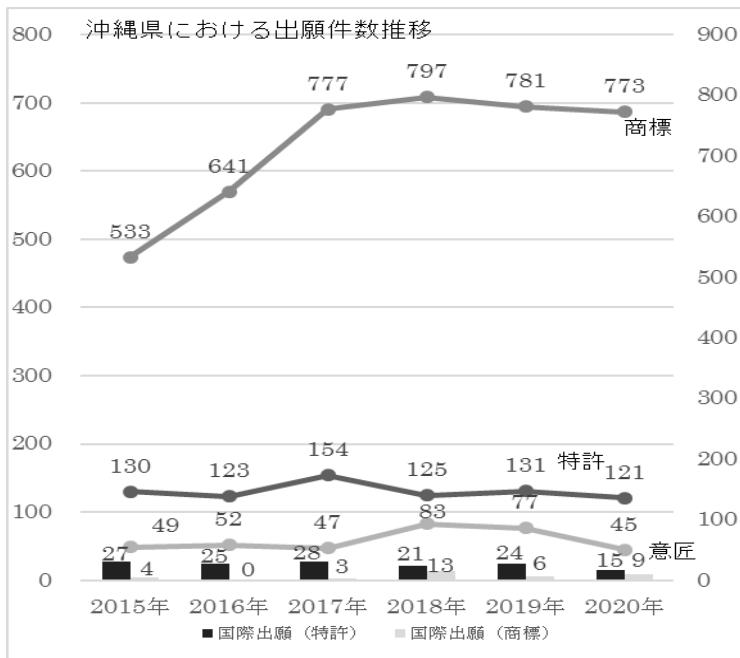
地域内からの出願について、特許権に関しては沖縄21世紀ビジョンにおいても科学技術振興の重点分野として掲げられた「健康・医療」分野である医学・獣医学や衛生学、農業・林業・畜産・漁業に関する出願が多いこと、また出願元として教育・研究機関や公設試が関与する出願が比較的多く、民間企業に比べ規模が大きく設備や人材を整えたこれらの機関が研究・開発拠点として活用されており、地域内での知的・産業クラスターの形成がある程度進んでいることが推察される。

商標に関しては、観光需要の伸びとともに卸売・小売業やサービス業を始めとした第三次産業に従事する者が増え、地域限定的であったかつての経済活動状況に比べ商品・サービス名称を他者と識別する必要性が高まったこと等から権利取得へ向けた関心が高い。

⁵ 新しい振興計画：沖縄21世紀ビジョンが想定する概ね後期にあたる令和4年度からの10年間を対象とした、沖縄振興特別措置法上の沖縄振興計画。

2020 年の沖縄県からの商標出願数は 773 件で全国 21 位となっているが、出願分野も観光関連産業及びこれに付随する「コーヒー・調味料・菓子」、「広告」、「飲食物・宿泊施設の提供サービス」などが上位を占めている。

➤ 表 2-1 沖縄県における出願件数推移⁶



➤ 表 2-2 沖縄県における産業財産権の出願件数（日本人によるもの）⁷

		沖 縄	全 国	順 位
特	許	121 件	227,332 件	44 位
意	匠	45 件	22,410 件	40 位
商	標	773 件	135,339 件	21 位
特許（国際出願）		15 件	48,893 件	39 位
商標（国際出願）		9 件	3,023 件	31 位
参	企 業 数	47,168(うち中小 47,105)	3,589,333	25 位
考	県内総生産	4,282	549,866	34 位

6 特許行政年次報告書及び J-Plat-Pat を用いた内閣府沖縄総合事務局の調査による

7 特許行政年次報告書、平成 28 年経済センサス・活動調査、平成 28 年度県民経済計算より抜粋。特許（国際出願）は日本国特許庁を受理官庁とする PCT 国際出願件数、商標（国際出願）は日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数。企業数は 2016 年 6 月の数値、県内総生産は名目、10 億円。

➤ 表 2-3 特許・意匠・商標権の出願数上位 3 分野に関する比較⁸

● 特許						
出願	2015-2019(沖縄県ベース)		2015-2019(全国ベース)			
順位	沖縄県	全国	全国		沖縄県	
1	A61_医学または歯医学;衛生学	605	116176	H01_基本的電気素子	142661	65
2	A01_農業;林業;畜産;狩獵;捕獲;漁業	138	18714	A61_医学または歯医学;衛生学	116176	605
3	G06_計算または計数	138	113524	G06_計算または計数	113524	138

● 意匠						
出願	2015-2019(沖縄県ベース)		2015-2019(全国ベース)			
順位	沖縄県	全国	全国		沖縄県	
1	F4_包装紙、包装用容器等	34	13476	H7_電子情報入出力機器	13489	10
2	B2_服飾品	12	1592	F4_包装紙、包装用容器等	13476	34
3	C2_室内装飾品	12	707	G2_車両	10036	0

● 商標						
出願	2015-2019(沖縄県ベース)		2015-2019(全国ベース)			
順位	沖縄県	全国	全国		沖縄県	
1	30_コーヒー、調味料、菓子	477	63679	35_広告	221671	464
2	35_広告	464	221671	9_理化学・配電・電気通信機器	216922	167
3	43_飲食物の提供、宿泊施設の提供	414	69820	41_教育、娯楽	184158	411

3. 知的財産に関する支援の取組

現行の沖縄地域知財推進計画の下でこれまで取り組んできた知的財産活用支援の取組成果に関しても、地域内における企業、教育・研究機関、支援機関、専門家への聴き取り調査を通じ、表 3-1 のとおり整理した。

➤ 表 3-1 現行の沖縄地域知財推進計画での取組成果の検証⁹

	取組	成果と課題
1	知的財産戦略の策定支援	戦略の策定や活動予算化に至っている企業は少なく、経営課題に紐づけた知財戦略の策定支援の継続が必要。
2	支援策、成功・失敗事例、各国知的財産制度等、有用な情報の発信	支援施策全般に関して特に企業からの認知度が低い。関連する支援メニューや地域に密着した事例等を活用し、より一層周知するべき。
3	知的財産に関する専門家の積極的導入	専門家アクセスを確立している企業は知財への積極姿勢が見られる。専門家同士の連携推進で分野を補うことでマンパワー不足や企業とのミスマッチの解消が求められる。
4	“おきなわブランド”実現性に関する検討	地域特有の文化や地域資源等を活かした商品・サービスの開発が活発。周辺環境整備の機運もあり、知財制度活用による更なる権利強化とブランド化の余地がある。
5	知的財産の重要性に対する意識の醸成	基本的知識を持っている企業が多いが、経営戦略と紐づけた知財活用のメリットに対して気づきが必要。

⁸ 特許行政年次報告書及び J-Plat-Pat を用いた内閣府沖縄総合事務局の集計による

⁹ 令和 3 年度沖縄地域における知財活用基礎調査事業（内閣府沖縄総合事務局）より作成

6	知的財産に精通した人材の育成	潜在的な知財活用の可能性を発掘するため、教育・研究機関や行政・支援機関における人材育成とノウハウ形成のための事例づくりが急務、支援ニーズもある。
7	学生等の次世代に対する知的財産教育の推進	学生向けに比べ教職員や行政・支援機関における知財に関する授業やセミナーは少なく、関係者間の連携でフォローが必要。
8	知的財産信託や知的財産ファンドの創設に向けた検討	知財を活用した資金調達に対する認知は低く、企業や教育・研究機関において知財活動の多くが自己資金により賄われ、資本不足が知財活動の課題にも挙げられている。
9	「知財総合支援窓口」の効果的な活用	行政・支援機関からの認知度は高い一方、企業からの認知度は低く、更なる周知と活用促進が必要。

4. 課題と展望

沖縄地域内では模倣品対策以上の知的財産を活用するメリットが十分に浸透しておらず、なかでも知的財産を経営課題と紐づけて戦略的な活用、特に融資や資金調達を意識して知的財産活動を行っている企業は少なく、資金不足を理由に知的財産活動が後回しになっている現状があるほか、金融機関からも知的財産を含む事業性の評価を融資へ結びつけることの困難さが指摘されている。

しかしながら、企業の知恵や工夫が盛り込まれた知的財産は事業競争力を体現する強みであり、事業の将来性を理解するための有効な手段として広く認知されることで、企業の更なる飛躍のみならず、資金調達手段の多様化と適正な融資を通じた地域経済の持続的成長にも貢献できる可能性がある。

特に沖縄地域は、その気候的特性を生かした一次産業品や島嶼地域特有の課題を解決するために発展した技術、独特の文化を継承した商品・サービスが国内外に例のない特徴を持つほか、アジアを始めとする海外への足掛かりとしての地理的優位性を有している。

近年、地域ブランド構築に向けた取組のみならず、国際物流拠点としての整備等を通じ新規市場拡大への機運が高まっている情勢を踏まえても、地域の特性を付加価値として發揮するために、企業が戦略を持って知的財産を創出し、活用していくこと、さらにこうした知的財産に着目して企業の将来性を評価し成長を促進していくことが有効である。

またその際に、地域で創出された知的財産がさらに波及効果をもたらすための土壤づくりとして、企業はもちろん、行政・支援機関や教育・研究機関、金融機関等において企業

や専門家と連携して知的財産活動を行うことのできるコーディネーター人材・プロデューサー人材を育成することも必要不可欠である。

知的財産を核に地域が一丸となった成功事例を創出すること、さらにそれを内外に発信することで沖縄地域に豊かな発想力と向上心あふれる人材が活躍できる土壤を形成し、結果として知的創造サイクルの好循環を生み出すことこそ、沖縄地域をこれまでの単なる需要対応型から自立型経済成長へと転換させる「イノベーション型社会」の構築のために、最も重要な要素である。

第三章 新たな沖縄地域知的財産推進計画について

1. 基本方針

以上から、沖縄地域における知的財産に関する支援にあたっては、なお残る課題に対するアプローチと地域全体としての将来性から鑑み、以下3点を「基本方針」として定める。

沖縄地域知的財産推進計画の基本方針

- (1) 域内企業による戦略的な知的財産の創造・保護・活用の支援
- (2) 地域優位性を付加価値として發揮するための知的財産制度の利用促進
- (3) 知的財産活動を牽引する地域人材の育成と活躍の推進

(1) 域内企業による戦略的な知的財産の創造・保護・活用の支援

域内企業が自社の強みである知的財産を基にして課題を解決するための経営戦略の策定を支援するほか、知的財産制度の活用に関する具体的なメリットを周知することにより、企業が知的財産活動に一歩踏み出すための支援を行う。

支援にあたっては、経営の安定化に向けた営業秘密管理や社内法務体制の整備を始めとした幅広い範囲を対象に、地域内の支援機関や専門家との連携を重視することで、企業にとって日常的にアクセスしやすい環境の確立を目指しながら、知的財産が他の経営資源と一体となって戦略やビジネスモデルに組み込まれることを目指す。

(2) 地域優位性を付加価値として發揮するための知的財産制度の利用促進

地域特性を有する分野で知的財産制度がこれまで以上に活用されるための支援を行う。特に教育・研究機関での研究成果の権利化、产学官連携への支援を通じた域内企業への技術移転や協働の促進、また地域に根差した商品・サービスが地域団体商標制度やGI保護制度を活用し、一層の差別化とブランドとしての付加価値確立を推進する。

同時に将来にわたって沖縄らしい自然環境や伝統文化を守っていくために、農林水産業や食品製造分野に対するブランド化や知的財産を活用した生産力向上を通じて事業の持続可能性を高めること、また伝統的工芸品やエンターテイメントに関して、デジタルコンテンツやデザインデータの活用、知財ミックスの普及等によって、権利保護を継続させつつ新たな形態での利活用による収益の還元の仕組みを形成し、顧客の裾野拡大を支援する。

また、他国の知的財産制度や税関への輸入差止制度に関する普及啓発等により、模倣品被害を始めとするリスクの軽減も併せて支援することで、地域優位性を基盤にした海外への

市場開拓をさらに後押ししていく。

(3) 知的財産活動を牽引する地域人材の育成・活躍支援

地域全体が知的財産の戦略的活用の視点を持つことを目指した人材育成を行う。

知的財産が活用された場合のメリットを最大限発揮するために、地域特性を生かしたブランディングを行ったり、知的財産に着目して事業性を正確に評価したりすることのできる人材など、地域に密着して知的財産活動を担う人材を育成するとともに、そういった人材の活躍を後押しすることで沖縄地域における知的財産活動の好事例を普及させ、更なる活用を促進することにより、知的創造サイクルの循環に繋げる。

2. 施策の方向性

上述の基本方針に基づいた支援を着実に実行するにあたって、戦略本部を中心とした関係機関がそれぞれの専門分野を把握したうえで協力体制を構築できるようにするために、各方針に基づく施策の方向性と、実行にあたっての関係機関を例示的に列挙する。

基本方針を軸としつつ、社会情勢や市場変化に柔軟に対応しながら、その都度関係機関の協議を通じ、地域内の連携と支援体制をより強化していくことが期待される。

(1) 域内企業による戦略的な知的財産の創造・保護・活用の支援

①知的財産の気づきを与える企業訪問

- 関係機関：内閣府沖縄総合事務局、INPIT 沖縄県知財総合支援窓口、日本弁理士会九州会、沖縄県中小企業診断士協会、沖縄県 等

②知的財産制度の活用を見据えた経営戦略の構築支援

- 関係機関：内閣府沖縄総合事務局、沖縄県、INPIT 沖縄県知財総合支援窓口、日本弁理士会九州会、沖縄県中小企業診断士協会、沖縄県産業振興公社、中小機構沖縄事務所、沖縄県商工会連合会、沖縄県商工会議所連合会、沖縄県よろず支援拠点 等

(2) 地域優位性を付加価値として発揮するための知的財産制度の利用促進

①スタートアップ・ベンチャー企業、研究機関等に対する知的財産制度の周知

- 関係機関：内閣府沖縄総合事務局、沖縄県、INPIT 沖縄県知財総合支援窓口、試験研究・技術移転機関 等

②地域特性を生かした商品・サービスの差別化・付加価値向上支援

- 関係機関：内閣府沖縄総合事務局、沖縄県、INPIT 沖縄県知財総合支援窓口、沖縄県よろず支援拠点、GI サポートデスク沖縄ブロック、中小機構沖縄事務所、地方公共団体（自治体等）、地域の商工団体・業界団体等 等

③知的財産を活用した新規市場開拓・海外展開支援

- 関係機関：内閣府沖縄総合事務局、沖縄県、ジェトロ沖縄、沖縄地区税関、INPIT 沖縄県知財総合支援窓口、日本弁理士会九州会、弁護士知財ネット九州・沖縄会 等

(3) 知的財産活動を牽引する地域人材の育成と活躍の推進

①知的財産活動人材の育成

- 関係機関：内閣府沖縄総合事務局、沖縄県、沖縄県発明協会、日本弁理士会九州会、琉球大学、沖縄 TLO、沖縄県銀行協会、沖縄県商工会連合会、沖縄県商工会議所連合会、INPIT 沖縄県知財総合支援窓口 等

②地域における知的財産活用モデル事例の創出と発信

- 関係機関：内閣府沖縄総合事務局、沖縄県、琉球大学、沖縄 TLO、INPIT 沖縄県知財総合支援窓口、沖縄県発明協会、日本弁理士会九州会、弁護士知財ネット九州・沖縄会、沖縄県産業振興公社、沖縄県よろず支援拠点 等